

## 新潟県中小事業者脱炭素経営支援事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 知事は、2050年までの脱炭素社会の実現に向けて、県内中小事業者が行うSBT認定の取得及び取得に向けた取組に要する費用に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、新潟県補助金等交付規則（昭和32年新潟県規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) SBT 企業が設定するパリ協定第2条第1項(a)に規定する水準と整合した温室効果ガス排出削減目標をいう。
- (2) SBTi 世界自然保護基金、カーボン・ディスクロージャー・プロジェクト、世界資源研究所及び国連グローバル・コンパクトの4者からなる共同イニシアティブをいう。
- (3) 中小企業向けSBT認定 中小企業向けのSBTとしてSBTiが認定するものをいう。
- (4) 認定支援機関 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第31条第2項に規定する認定経営革新等支援機関をいう。
- (5) コンサルタント等 商業・法人登記をしている法人又は開業届を提出している個人事業主で、環境経営について専門的な知識を有する事業者をいう。

### (交付基準)

第3条 この補助金の交付対象となる者は、県内に本社・本店を置く中小企業向けSBT認定の取得のために必要な要件を満たした者であって、次に掲げる各号のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員である者、又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者
- (4) 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目

的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者

- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- (7) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

2 この補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる経費とする。

- (1) 中小企業向けSBT認定の取得に必要な業務を外部（認定支援機関、コンサルタント等）に委託した費用
- (2) 中小企業向けSBT認定の取得に際し要した申請費用（原則として、令和8年1月9日付、財務省告示第10号による外国貨幣換算率により、1ドルにつき149円として算定する）及び海外送金手数料
- (3) その他、知事が補助金の交付の目的を達成するため必要かつ相当と認める経費

3 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内とし、300,000円を上限とする。なお、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

4 第2項の規定にかかわらず、この補助金の交付を受けようとする経費が、この要綱その他の県の制度又は国、市町村その他の機関の制度により補助金の交付を受けた、又は受ける場合は、補助対象経費としないものとする。

（交付条件）

第4条 この補助金は、次の各号に掲げる事項を条件として交付するものとする。

- (1) 補助事業の内容を変更し、若しくは経費の配分を変更する場合又は交付決定額を変更（第8条ただし書きにて定める軽微な変更を除く）する場合には、知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (4) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を補助対象事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならないこと。
- (5) この補助事業に係る経理は、他の経理と明確に区別しておかなければならないこと。
- (6) 補助事業は、交付決定日以降に着手し、交付決定を受けた年度の2月末日までに完了するものであること。

(7) 第17条で示す事項に協力すること。

(交付申請)

第5条 規則第3条第1項の規定による申請書は、別記第1号様式のとおりとし、知事が別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

2 前項の補助金の交付申請をするに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(交付決定)

第6条 知事は、前条第1項の申請書に基づき、県内における脱炭素経営への転換促進に寄与するかどうかの観点から審査し、補助金を交付すべきと認めるときは、補助金の交付決定（以下「交付決定」という。）をし、その旨を申請者に通知する。また、補助金の交付の決定を行わないこととした場合には、その旨を申請者に通知する。

2 知事は、交付決定をする場合において、当該補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付することができる。

(交付決定における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の取扱い)

第7条 知事は、第5条第2項により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額するものとする。

2 知事は、第5条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(変更の承認申請)

第8条 第4条第1号の規定により知事の承認を受けようとする場合には、あらかじめ別記第2号様式による変更承認申請書を知事に提出しなければならない。ただし、補助事業の内容の変更を伴わない交付決定額の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の30%以内の減額については、この限りではない。

(事業の中止又は廃止の承認申請)

第9条 第4条第2号の規定により知事の承認を受けようとする場合には、あら

かじめ別記第3号様式による中止（廃止）承認申請書を知事に提出しなければならない。

（事業が予定期間内に完了しない場合等の報告）

第10条 第4条第3号の規定により知事の指示を求める場合には、速やかにその理由及び遂行状況を記載した書類を知事に提出しなければならない。

（申請の取下げ）

第11条 規則第7条の規定による期日は、補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して20日を経過した日とする。

（状況報告）

第12条 規則第10条の規定による報告は、知事から求められた場合に行うものとする。

（実績報告）

第13条 規則第12条前段の規定による実績報告書は、別記第4号様式のとおりとし、補助事業が完了した日（第4条第2号の規定により補助事業の廃止の承認を受けたときは、その日）から起算して20日を経過した日又は交付決定を受けた年度の2月末日のいずれか早い時期までに知事に提出しなければならない。

2 実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助金の支払）

第14条 補助金の支払は、精算払とする。

（交付決定の取消）

第15条 知事は、規則第15条の規定のほか、虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（SBT認定、エコ事業所登録）

第16条 補助事業者は、第13条で定める実績報告の締切日までに中小企業向けSBT認定を受けなければならない。

2 補助事業者は、交付決定を受けた年度内であって、第13条で定める実績報告の提出までに新潟県エコ事業所表彰制度実施要綱第4条第1項第2号に基づ

く登録を受けなければならない。ただし、すでに登録済みの場合においては、この限りではない。

(協力)

第17条 補助事業者は次に掲げる事項について協力しなければならない。

- (1) 県が作成する広報媒体やホームページ等での事例紹介
- (2) 県が行うセミナー等での成果事例発表
- (3) 中小企業向けSBT認定取得による効果等に関するアンケート調査
- (4) その他、知事が協力依頼する事項

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年5月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年5月18日から施行する。